

公益社団法人北九州市獣医師会細則 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「会」という。）の役員に支給する役員報酬に関することを会の定款（以下「定款」という。）第35条及び第60条に基づき定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

(役員)

第2条 この規程に基づき役員報酬の支給を受ける者は、定款に定める役員とする。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、その役職に対する月俸として支給するものとする。
ただし、辞退することができる。

(役員報酬の額の決定)

第4条 本会の役員報酬の額は、役職別月俸額（別表）のとおりとする。
2. 役員報酬額の変更については、総会の承認を受けるものとする。

(役員報酬の支給)

第5条 各々の役員報酬の支給日・支給方法は、毎月末に口座振込とする。
ただし、就任した日および退任した日に属する月は、これを一月として扱う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月2日から施行する。

この規程は、令和4年5月27日から施行する。

別 表

役員報酬の定額（役職別月俸額、第4条第1項関係）

役職名	役員報酬の定額
会 長	100,000円
副 会 長	50,000円
専務理事	30,000円
理 事	20,000円
監 事	0円